

ご自宅の耐震改修・建替えを支援します。

熊本県

市町村による戸建て木造住宅耐震改修費等補助金

県内各市町村では、今後の大地震に備え、住民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修費用、建替えに要する費用等の補助を実施しています。

耐震改修設計工事一括補助

A 補助対象者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	耐震改修工事に要する費用
C 補助率	80%以内
D 補助金の額	最大100万円

※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限りです。

建替え工事

A 補助対象者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	建替え工事に要する費用
C 補助率	80%以内
D 補助金の額	最大100万円

※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限りです。
※建替えの場合、省エネ基準へ適合する必要があります。

耐震改修設計

A 補助対象者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	耐震改修設計に要する費用
C 補助率	3分の2以内
D 補助金の額	最大20万円

耐震改修工事

A 補助対象者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	耐震改修工事に要する費用
C 補助率	2分の1以内
D 補助金の額	最大60万円

※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限りです。

耐震診断

市町村によっては、耐震診断に係る支援を実施している場合があります。

- ・耐震診断士派遣事業
- ・耐震診断費補助事業

詳しくは、お住まいの市町村窓口までご相談ください。

耐震シェルター工事

A 補助対象者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	耐震シェルター工事に要する費用
C 補助率	2分の1以内
D 補助金の額	最大20万円

問合せ・申込み先

お住まいの市町村

熊本県のHPから詳細を確認できます。
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/4412.html>

熊本県 耐震化 市町村 検索



補助要件

- ・戸建て木造
 - ・在来軸組構法、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）又は伝統的構法
 - ・階数3以下
 - ・昭和56年5月31日以前に着工、又は熊本地震により罹災
 - ・現に所有者が居住
- (注) 市町村によって要件・補助額が異なります。補助事業の募集・実施期間を含め、必ず詳細を各市町村にお問合せください。



熊本県

土木部 建築住宅局 建築課 安全推進班

TEL：096-333-2535

リフォーム融資を使って 耐震改修工事をしませんか？



住宅金融支援機構のリフォーム融資（耐震改修工事）の特徴

- ・ ご返済終了まで借入申込時の金利が適用される全期間固定金利型のローンです。
- ・ 住宅の耐震改修工事と併せて行うリフォーム工事（水廻り工事、壁紙の張り替え等）費用も融資の対象となります。
- ・ 融資限度額は1,500万円で、住宅部分の工事費が上限となります（10万円以上1万円単位）。
- ・ 融資額が300万円以下※の場合、抵当権の設定は不要です。
※申込時点で機構からの無担保の借入残高がある場合は当該融資残高との合計額が300万円以下
- ・ 返済期間は、最長20年※までご利用いただけます。
※お客様の年齢により借入期間が短くなる場合があります。完済時の年齢の上限は80歳です。



（耐震改修工事）

（注）ご融資には、条件等があります。下記の【お借入れに当たっての注意事項】を必ずご確認ください。
（注）耐震シェルター、防災ベッド等の設置工事は融資の対象となりませんのでご注意ください。

毎月の返済額の目安（2023年5月の金利で試算）

■返済方法：元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定の返済方法）

融資額	返済期間		
	5年	10年	20年
金利（新機構団信（一般）加入）	年 1.32%		年 1.87%
100万円	17,231円	8,900円	4,997円
200万円	34,462円	17,800円	9,994円
500万円	86,155円	44,500円	24,985円

満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例」をご利用いただけます

高齢者向け返済特例とは

- ・ 返済期間を申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになられるときまでとし、毎月のお支払を利息のみとする返済方法で、通常の返済方法（元利均等返済又は元金均等返済）と比べて月々のご負担を低く抑えられます。借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅及び土地の売却、機構からの借換融資、自己資金等により一括してご返済いただきます。
- ・ 融資住宅及び土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。
- ・ 高齢者向け返済特例には、「保証ありコース」と「保証なしコース」があります。

※高齢者向け返済特例の詳細内容は、下記の機構お客さまコールセンター又は機構ホームページでご確認ください。

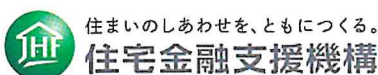


（高齢者向け返済特例）

【お借入れに当たっての注意事項】

●審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●金利は、申込時の金利が適用となります。金利は毎月見直されます。加入する団体信用生命保険の種類に応じて異なる融資金利が適用されます。●住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める技術基準に適合していることについて、検査機関等による物件検査を受ける必要があり、物件検査手数料はお客さまの負担となります。物件検査手数料は検査機関等により異なります。●融資の対象となる住宅については、火災保険（損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済）に加入していただきます。火災保険料はお客さまの負担となります。●融資手数料はかかりません。●団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（夫婦連生）」及び「新3大疾病付機構団信」があり、いずれかを選択し、ご加入いただけます。ただし、加入後の変更はできません。また、健康上の理由等により、加入できない場合があります。なお、融資の対象となる住宅を賃貸する場合及び高齢者向け返済特例を利用する場合は加入できません。●融資には、上記のほかにも融資限度額や対象工事などの条件があります。詳しくは、下記の機構お客さまコールセンター又は機構ホームページでご確認ください。

お問合せ、申込書の請求はこちら



■機構お客さまコールセンター 0120-0860-35（通話無料）

※ご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420>におかけください（通話料金がかかります）。
※祝日及び年末年始を除き、土曜日及び日曜日も営業します（受付時間 9：00～17：00）。

■機構ホームページ www.jhf.go.jp

（2023年5月現在）